

## 神河町指定給水装置工事事業者の指定申請関係書類一覧

みだしの申請には次のものが必要です。

No.	書類名	法人						個人				
		新規申請	名称・所在地変更	代表者変更	役員変更	主任技術者変更	廃止・休止・再開	新規申請	名称・所在地変更	代表者変更	主任技術者変更	廃止・休止・再開
1	指定給水装置工事事業者指定申請書【様式第1】	○						○				
2	機械器具台帳【別表】	○						○				
3	誓約書【様式第2】	○		○	○			○		○		
4	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書【様式第3】(※1)	○				○		○			○	
5	給水装置工事主任技術者資格確認書(1名につき1部)	○				○		○			○	
6	神河町指定給水工事事業者の事務所付近見取図	○						○				
7	給水装置工事主任技術者免状の写し(1名につき1枚)(※2)	○				○		○			○	
8	証明写真(主任技術者資格確認書に貼付)1枚	○				○		○			○	
9	事務所外観・内観・機械器具類の写真(※3)	○						○				
10	登記簿謄本(記載事項全部証明書)【原本】	○	○	○	○							
11	定款の写し【余白に原本証明と代表者氏名・代表者印】	○	○	○								
12	住民票又は外国人登録証明書の写し							○	○	○		
13	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書【様式第10】		○	○	○	○		○	○	○	○	
14	指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書【様式第11】						○					○
15	(旧)指定給水装置工事事業者証		○	○				○	○	○		

### \* \* \* 注意事項 \* \* \*

※1 申請様式第3号により、申請と同時に、又は指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し届出をしてください。

※2 免状原本確認を行いますので申請書提出時に給水装置工事主任技術者免状原本も持参ください。

※3 機械器具台帳には、切断用・加工用・接合用・試験機をそれぞれ写真の添付をお願いします。

※4 指定手数料 10,000円 が必要です。【工事業者指定後、指定工事業者証と引き換え】

※5 有効期間は指定決定から5年間です。